

○坂戸市健康なまちづくり推進条例

令和8年3月25日条例第11号

健康は、私たちの幸福で豊かな生活に密接に関わる重要な要素である。

市民が自らの健康に関心を持って主体的に健康づくりに取り組むとともに、人と人とのつながりを大切にしながら自然に健康づくりに取り組むことができる環境が身近にある健康なまち坂戸で、生涯にわたって、肉体的、精神的かつ社会的に満たされた状態で、幸福を感じながら暮らすことができることは、私たちの願いである。

市では、これまで、市民の主体的な健康づくりの促進を図ることに加え、地域のコミュニティづくりを支援すること、医療機関、大学、企業、ボランティア等との連携の推進を図ること、公園等の整備をすること等の健康なまちづくりの推進をしてきたところである。

ここに、私たちは、市制施行50周年を機に、健康なまちづくりの更なる推進を図り、市民が生涯にわたって健康に暮らすことのできるまちの実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、健康なまちづくりに関し、基本理念を定め、並びに市、市民、関係機関、市民団体及び事業者の責務を明らかにするとともに、健康なまちづくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、同施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民が生涯にわたって健康に暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 健康なまちづくり 市民が主体的に健康づくりに取り組むとともに、市、関係機関、市民団体及び事業者が協力してそれぞれの市民の健康づくりに資する環境づくりに取り組むことをいう。
- (2) 市民 市内に在住し、又は在勤し、若しくは在学する者をいう。
- (3) 関係機関 保健、医療、福祉その他の健康に関する市内の医療機関、教育機関その他の関係機関をいう。
- (4) 市民団体 健康に関する市民活動を行っている団体であって市内に活動拠点を有し、かつ、営利を目的としないもの及び市内の自治会その他の地域的な共同活動を行う団体をいう。
- (5) 事業者 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体（関係機関を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 健康なまちづくりは、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

(1) 市民は、自らの健康に関心を持ち、主体的に健康づくりに取り組み、及びそれを全ての世代で継続的に行うこと。

(2) 市、市民、関係機関、市民団体及び事業者は、それぞれの責務を認識した上で、相互に連携を図りながら協力するよう努めること。

(市の責務)

第4条 市は、健康なまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 市は、健康なまちづくりに関する施策の実施に当たっては、市民、関係機関、市民団体及び事業者（次項において「市民等」という。）と必要な連携を図りながら協力するものとする。

3 市は、市民等が健康なまちづくりを行う場合には、当該市民等に対し、健康なまちづくりに関する必要な情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、健康なまちづくりに関する理解を深めるとともに、自らの健康状態に応じた健康づくりに主体的に取り組むよう努めるものとする。

2 市民は、市が実施する健康なまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(関係機関の責務)

第6条 関係機関は、自らのサービスの提供等を通じて、健康なまちづくりに寄与するよう努めるものとする。

2 関係機関は、市が実施する健康なまちづくりに関する施策に当該関係機関が有する知見等を活用して協力するよう努めるものとする。

(市民団体の責務)

第7条 市民団体は、自らの活動を通じて、健康なまちづくりに寄与するよう努めるものとする。

2 市民団体は、市が実施する健康なまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第8条 事業者は、自らの事業活動を通じて、健康なまちづくりに寄与するよう努めるものとする。

2 事業者は、その従業員の健康づくりに配慮した職場環境の整備に努めるものとする。

3 事業者は、市が実施する健康なまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(健康なまちづくり計画)

第9条 市長は、健康なまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、健康なまちづくりに関する基本的な計画（次項において「健康なまちづくり計画」という。）を策定するも

のとする。

2 健康なまちづくり計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 健康の増進の推進に関する施策に係る基本的な事項
- (2) 食育の推進に関する施策に係る基本的な事項
- (3) 歯科口腔保健の推進に関する施策に係る基本的な事項
- (4) その他健康なまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
(実施状況の公表)

第10条 市長は、健康なまちづくりに関する施策の実施状況を公表するものとする。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。